

令和7年度特別市移行調査等支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

川崎市は、多様な大都市制度として、特別市の実現を目指して取組を進めています。特別市とは、広域自治体（都道府県）に包含されない一層制の地方自治体として、これまで道府県が指定都市市域内で担ってきた事務を財源とともに引き受け、全て処理することを想定しています。

また、川崎市では、指定都市市長会において、「多様な大都市制度実現プロジェクト」の担当市を令和4年度から担っています。

本業務は、川崎市や指定都市市長会、国等における議論の動向等を踏まえ、「川崎市における特別市のあり方（姿）」を検討する上での整理・分析を行うとともに、特別市の制度上の課題等への検討と有識者ヒアリング実施の支援等、特別市に関する最新動向を反映した「説明資料（冊子）」の作成など、特別市移行に係る調査等の支援を委託するものです。

2 業務の概要

(1) 件名

令和7年度特別市移行調査等支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月17日まで

(3) 業務内容

別紙「令和7年度特別市移行調査等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

川崎市役所ほか

3 契約方法及び業務規模概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

12,161千円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

4 参加資格条件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」で掲載されていること。
- (4) 過去5年間において、本市又はその他の官公庁において同種又は類似の契約の実績があること。

5 スケジュール（予定）

内 容	期 間 等
●本プロポーザル実施要領の公表	令和7年4月11日（金）
●参加意向の申出 （「6 参加意向の申出」参照）	受付期間：令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時15分まで 審査結果通知日：令和7年4月22日（火）
●質問の受付及び回答 （「7 質問と回答」参照）	受付期間：令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時15分まで 回答日：令和7年4月22日（火）
●企画提案書等の提出期限 （「10 提出方法・提出期間・提出先」参照）	令和7年5月1日（木）午後5時15分まで
●提案審査 （「11 提案審査会（プレゼンテーション）」参照）	審査予定日：令和7年5月12日（月） （※ 詳細は別途通知。参加者の数等によっては日程を調整する可能性があります。） 審査方法：プロポーザル評価委員会における書類及びプレゼンテーション審査
●審査結果の通知 （「12 審査結果の通知」参照）	令和7年5月21日（水）～23日（金）頃に通知予定

6 参加意向の申出

本募集への参加意向がある場合は、次により、電子メールにて提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（第1号様式）

※ 様式は、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

イ 企業概要（任意様式）

パンフレット等、参加意向申出者の組織概要がわかるもの

ウ 過去5年間の類似業務の実績を説明するもの（任意様式）

件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。

本市からの類似業務の受託実績がある場合は必ず記載してください。

(2) 提出期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時15分まで

(3) 送付先メールアドレス

17tihobu@city.kawasaki.jp（川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当）

(4) 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、提案資格確認結果通知書（第6号様式）により、令和7年4月22日（火）に、参加申出者に対し電子メールで通知します。

7 質問と回答

仕様書等の内容についての質問は、「質問書（第2号様式）」により電子メールにて受け付けます。なお、電話・ファクスでの質疑応答は行いませんので御注意ください。

(1) 受付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時15分まで

(2) 質問送付先メールアドレス

17tihobu@city.kawasaki.jp（川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当）

(3) 回答

令和7年4月22日（火）に電子メールにて回答します。

（全ての質問及び回答を一覧とし、質問者を明らかにしない形で、原則として参加資格のある者全てに送付します。）

8 提出書類

下記の書類を提出してください。また、提出書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきますので、別紙「選定評価基準」を踏まえて作成いただくよう御留意ください。

(1) 企画提案書（様式自由）

仕様書に基づき作成する企画提案書には次の事項を盛り込んでください。（順番は不問）

ア 全体的な事項

- ・本業務に対する考え方や取組の基本姿勢
- ・全体のスケジュール案

イ 仕様書5（1）

- 「川崎市における特別市のあり方（姿）」を検討する上での整理・分析
- ・特別市を目指す根拠となる川崎市の現状認識、整理分析が必要と考える基礎データ
- ・川崎市において、特別市への移行により生じると想定される効果の例
- ・川崎市において、今後検討や議論が必要と想定される課題・テーマの例

ウ 仕様書 5 (2)

特別市の制度上の課題等への対応検討と有識者ヒアリング実施の支援等

- ・各種議論の動向に応じた、特別市の制度上の課題等の認識
- ・ヒアリングを想定する有識者の候補例
- ・特別市や大都市制度、地方自治制度に関連する文献の調査と整理の手法

エ 仕様書 5 (3)

特別市に関する最新動向を反映した「説明資料 (冊子)」の作成

- ・説明資料 (冊子) に記載すべき内容の考え方
- ・特別市に関する最新動向の把握・整理の手法
- ・訴求力のある資料とするための工夫・アイディア

(2) 概算見積書 (様式自由)

見積額とその積算根拠を示し、企画内容は見積額と整合が取れたものとしてください。

(3) 団体概要書 (第 3 号様式) … パンフレット等あれば添付してください。

(4) 予定技術スタッフ体制及び経歴 (第 4 号様式)

なお、予定技術スタッフについては、受託後に大幅な変更 (主担当者等の変更やスタッフの減員) がないようにしてください。

※ 企画提案書等作成に伴う費用は貴社の負担とします。また、御提出いただいた企画提案書は返却いたしません。

9 提出書式

(1) 書式

ア 企画提案書及び概要見積書の書式は任意です。

イ 全て A 4 サイズで作成してください。

ウ 資料は PDF 化して提出してください。

※ なお、ページ内に社名を入れないでください。

(2) 枚数

提出書類の枚数は、上記「8 (1) 企画提案書」について、15 枚以内とします。

10 提出方法・提出期限・提出先

(1) 企画提案書等の提出方法

電子メールにて PDF データを送付

(2) 企画提案書等の提出期限

令和 7 年 5 月 1 日 (木) 午後 5 時 15 分まで

(3) 提出先のメールアドレス

17tihobu@city.kawasaki.jp (川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当)

11 提案審査会（プレゼンテーション）

提案書等に係るヒアリングを実施し、提出された書類に基づき、本市が設置するプロポーザル評価委員会において審査し、受注候補者を特定します。

（1）日時

令和7年5月12日（月）

（※ 時間及び開催場所については、提案各者へ別途通知します。また、参加者の数等によっては日程を調整する可能性があります。）

（2）選定方法

選定は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

（3）プレゼンテーション

ア 上記「8 提出書類」にて提出された資料に基づき、行います。

- ・提案者の説明（15分以内）
- ・質疑応答（15分程度）

イ 企画提案書等の提案資料の作成及びプレゼンテーションには、契約後に本業務に携わる者が参加してください。なお、出席者は5名以内とします。

ウ 会場にモニター（HDMIケーブル付）を設置しますので、提案者が持参したパソコンをモニターに接続し、プレゼンテーションを行っていただきます。

※ 提出された企画提案書等は、事前に各評価委員に共有します。

（4）企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた別紙「プロポーザル評価基準」を基に項目ごとに数値化して採点します。本評価基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

（5）受注候補者の特定

プロポーザル評価委員会での審査の結果、合計点数の最高得点を得た者を受注候補者として特定します。

ただし、上記「3（2）業務規模概算額」を超えた見積額を提示している場合は特定しません。また、合計点数が満点の60%に満たない者についても選定しないものとします。

提案団体が1者であっても審査は実施し、審査結果において、合計点数が満点の60%以上となる場合は受注候補者として特定します。

なお、採点の結果、最高得点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で特定するものとします。（それでも決定しない場合はプロポーザル評価委員会の審議により決定します。）

ア 1位の点数をつけた委員が最も多い提案をした者

イ 「選定評価基準」の「企画提案の内容」の合計点数が最も高い点数の者

ウ 見積書の総額が最も安い者

12 審査結果の通知

受注候補者を特定した後は、結果通知書（第7号様式）により、令和7年5月21日（水）～23日（金）頃を目安に提案者全員に対してその結果を通知します。

13 契約手続等

特定結果の通知後、速やかに特定された者と契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号）
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 市指定の契約書により必要

14 その他

- (1) 本プロポーザルに要した経費は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等については、返却いたしません。
- (3) 本契約に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。
- (4) 参加意向申出書を提出後に辞退する際には、辞退届（第5号様式）を提出してください。
- (5) 提案者が多数あり、受注候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会においてあらかじめ事前評価を行い、原則上位5者がヒアリングによる審査・評価を受けることができるものとします。
- (6) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。
- (7) 企画提案書は、本業務の委託にあたり、知識、経験等の有無を判断する資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りません。
- (8) 次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とします。
 - ア 上記「4 参加資格条件」を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積書が業務規模概算額を超過した場合
 - カ 談合その他不正行為があった場合

- (9) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

15 参考

- (1) 川崎市：特別市（特別自治市）制度について
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/222-6-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>
- (2) 指定都市市長会：新たな大都市制度「特別市（特別自治市）」の創設に向けて
<https://www.siteitosi.jp/opinion/background.html>
- (3) 指定都市市長会：多様な大都市制度実現プロジェクト（令和4年～）
https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r04_05_25.html
指定都市市長会：多様な大都市制度実現プロジェクト（令和2年～令和3年）
https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r02_12_.html

16 担当部局（問合せ先及び提出先）

川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当 小林・今井 担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎8階
電 話 044-200-2761（直通）
F A X 044-200-3798
電子メール 17tihobu@city.kawasaki.jp

令和7年度特別市移行調査等支援業務委託
プロポーザル評価基準

評価項目	評価基準	配点				
		大変良い	良い	普通	やや劣る	劣る
企画提案の内容	委託目的の理解度	10	8	6	4	2
	積極性	10	8	6	4	2
	具体性①	10	8	6	4	2
	具体性②	10	8	6	4	2
	具体性③	10	8	6	4	2
	独創性	10	8	6	4	2
	実行性	10	8	6	4	2
小計（70点満点）		点				
業務実績と専門的な知識・技術	本市や他自治体、企業等での類似の業務実績があり、事業遂行に必要な地方行政に関する専門的な知識・技術を有し、その強み・特長を活かした業務が期待できるか。	10	8	6	4	2
概算見積額の妥当性	見積内容と積算根拠が適正であり、かつ、企画提案と見積額のバランスが取れているか。	10	8	6	4	2
業務実施体制	業務の実施に必要な体制となっており、自治体や企業等へのコンサルティング経験が豊富で実績のあるスタッフが確保されているか。	10	8	6	4	2
合計（100点満点）		点				